

役員報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人若潮会

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若潮会（以下「法人」という。）の開催する次の会議等に出席する評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の出席に要する費用の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 監査

(役員等報酬及び費用弁償)

第2条 役員等の報酬及び費用弁償の額は、次のとおりとする。

- (1) 役員等報酬（日当分）

評議員会	理事会の出席	監査
5,000円	5,000円	8,000円

ただし、評議員への年間の報酬支払総額は200,000円、理事及び監事への年間の報酬支払総額は270,000円（理事168,000円、監事102,000円）の範囲内とする

- (2) 旅費（費用弁償分）

範囲	評議員会、理事会の出席・監査
那覇・南部圏域	1,000円
上記以外	1,500円

(出張旅費)

第3条 役員等が、法人又は法人の運営する施設の業務のため出張する場合は、別に定める「旅費規程」に基づき報酬及び旅費等を支給する。

(適用除外)

第4条 法人の運営する施設職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない。

附 則

1. この規程は法人設立日（平成24年3月24日）より施行する。
2. この規程は、平成29年6月17日より施行する。

3. この規程は、令和1年12月20日より施行する。
4. この規定は、令和4年10月1日より施行する。